



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・消防組織法</p> <p>第31条 市町村の消防の広域化は、消防の体制の整備及び確立を図ることを旨として、行わなければならない。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 消防力の整備指針 (消防本部及び署所の耐震化等)</p> <p>第23条 消防本部及び署所の庁舎は、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備するものとする。</p>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<ul style="list-style-type: none"><li>・労働安全衛生法第66条の10 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師、保健師その他の厚生労働省令で定める者による心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない。</li> <li>・労働安全衛生法第66条の8第1項 事業者は、その労働時間の状況その他の事項が労働者の健康の保持を考慮して厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。</li></ul>



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 地方公務員法 第三十九条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。</p> <p>・ 茅ヶ崎市職員研修規程 第3条 職員は、その勤務能率の発揮及び増進のため常に自己啓発に努めなければならない。</p> <p>2 職員は、所定の規律に誠実に従い、研修に専念するとともに、その成果を職務に反映するように努めなければならない。</p>





法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市消防表彰規程 (表彰の種別) 第4条 (2) 特別表彰 ア 功労表彰 非常の災害異変に際し、重大な危険を冒し功労抜群であった者及び一般表彰が 数回に及び特に功労章の授与を認めた者</p>



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市職員安全衛生管理規則</p> <p>第21条 任命権者は、職員に対し、次に掲げる健康診断を実施しなければならない。</p> <p>(1) 採用時健康診断(省令第43条に規定する健康診断をいう。)</p> <p>(2) 定期健康診断(省令第44条に規定する健康診断をいう。以下同じ。)</p> <p>(3) 特定業務従事職員健康診断(省令第45条に規定する健康診断をいう。)</p> <p>(4) その他健康管理上必要な健康診断で、省令で定めるもの</p> <p>2 定期健康診断は、任命権者が、職員ごとに、期日及び場所を指定して実施するものとする。</p> <p>3 健康診断の受診対象者、検査項目その他健康診断の実施について必要な事項は、任命権者が別に定める。</p>



<p>法的 実施根拠</p>	<p>あり</p>
<p>根拠法令 抜粋</p>	<p>・浄化槽法  第10条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。（一部抜粋）  第11条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。（一部抜粋）</p> <p>・水道法  第34条の2第2項 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。</p> <p>・石綿障害予防規則  第10条 事業者は、その労働者を就業させる建築物若しくは船舶又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物(次項及び第四項に規定するものを除く。)に吹き付けられた石綿又は張り付けられた石綿含有保温材等が損傷、劣化等により石綿等の粉じんを飛散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれがあるときは、当該吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。</p>





法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・茅ヶ崎市消防吏員被服貸与規則 (貸与)</p> <p>第6条 吏員には、別表第2の左欄に掲げる被服等を同表の右欄に掲げる数量ずつ貸与する。</p> <p>2 前項に規定する被服等のうち別表第3及び別表第4に掲げるものについては、これらの表の左欄に掲げる被服等の区分に応じ、これらの表の中欄に掲げる貸与期間を経過するとにこれらの表の右欄に掲げる数量を貸与する。</p> <p>3 救助隊員及び救急隊員には、第1項に規定する被服等のほか、別表第5の左欄に掲げる被服等を同表の右欄に掲げる数量ずつ貸与する。同表の中欄に掲げる貸与期間を経過した場合についても、同様とする。</p>



法的 実施根拠	なし
根拠法令 抜粋	



法的 実施根拠	あり
根拠法令 抜粋	<p>・ 国家賠償法</p> <p>第1条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。</p>